

【基本方針】

特定健康診査及び定期健康診断の実施に係る
新型コロナウイルス感染症予防対策について
(職域 Ver. 1.0)

【はじめに】

新型コロナウイルス感染症の患者数と死亡者数は世界的に急激な増加が見られ、日本国内でも東京都を中心に感染者数^{※1}が急増して、令和2年4月7日、安倍晋三内閣総理大臣は7都府県を対象として新型インフルエンザ特措法に基づき緊急事態宣言を発令しました。同宣言の発令後も当該地域はもとよりそれ以外の地域でも感染者数増加に歯止めがかからないことから、4月16日夜からは本県も含めた全国に対象地域^{※2}が拡大されたところです。福島県内でも日々新たな感染者^{※3}が確認されており予断を許さない状況となっております。

当協会といたしましては、この緊急事態宣言を踏まえた県民生活の自粛を伴う様々な規制がなされる中で、これまでと同じような特定健康診査等を実施することは難しいと考えておりますが、一方で、在宅勤務や生活習慣の変化による運動不足、ストレスなどにより生活習慣病や各種がんを早期発見する機会が減少しては、福島県が最優先課題として取り組む県民のQOL向上や健康寿命延伸という目標に照らして本末転倒ではないかと懸念しております。

現下の状況に鑑みて特定健康診査又は定期健康診断の開催延期を判断された自治体様や事業所様の心情も理解できますことから、当初の計画通りに各種健(検)診を実施することは困難であります。少しでも状況が改善した暁には是非とも健(検)診の再開についてご検討いただけますよう、感染リスクを最大限に考慮した健(検)診実施体制を整備し基本方針としてまとめました。なお、当該指針は先に厚生労働省保険局から各保険者へ示された特定健康診査等を実施する場合の留意事項^{※4}・⁵に準拠し受診者の健康に最大限に留意して整理いたしましたので、ご理解いただくと共に今後の健(検)診実施にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

目次

1. 健(検)診計画.....	2
2. 事前の注意喚起.....	4
3. 健(検)診会場の感染予防対策.....	5
4. 本人確認.....	5
5. 受診可能な方.....	6
6. 3つの密.....	7
①換気の悪い密閉空間	
②大勢の人がいる密集場所	
③間近で話す密接場面	
7. 受診者に感染者が発生した場合.....	8
8. 健(検)診スタッフに感染者が発生した場合.....	8
9. Q&A.....	9
10. 出典及び参照.....	10

1. 健(検)診計画の策定に当たって

今年度につきましては新型コロナウイルス感染症による影響で、これまでにご相談しておりました健(検)診日程に変更が生ずることは避けられないものと認識しております。

その上で、円滑な健(検)診実施のため、以下の点をご確認くださいますようお願いいたします。

- 健(検)診の可否は、健(検)診初日の1ヵ月前までに当協会の健(検)診担当者へご連絡ください。
- 日程を延期する場合の基本的な考え方は、
 - (1) 当初計画日数の枠内で実施可能な場合は、実施時間の延長も含めて再調整させていただきます。
 - (2) 当初計画時期から大幅に延期する場合は、他の多くの団体との調整になりますので、原則として当初想定の中の半分の日数で再調整させていただきます。
 - (3) 上記はあくまでも現時点での想定ですので、今後皆様からの具体的な要望を踏まえ、場合によっては週末や夜間も含めて皆様のご要望にできるだけ沿うように心がけてまいります。

≫≫≫ 再調整の例として、次ページ（3ページ）をご参照ください。

例) 当初の計画において、6~7月に「午前のみ」で「10日間」予定していた場合

	6月					7月				
	26日	27日	28日	29日	30日	5日	6日	7日	8日	9日
午前										
午後										



【パターン①】

後半の日程5日間で再計画し、午前・午後の健(検)診に変更します。

	7月				
	5日	6日	7日	8日	9日
午前					
午後					

【パターン②】

日程を再計画し、当初予定日数の半分で午前・午後の健(検)診に変更します。

	10月				
	1日	2日	3日	4日	5日
午前					
午後					

※この例では5日間(半分)で再計画

2. 事前の注意喚起の考え方

人が集まる健(検)診会場では、「3つの密^{*6}」を回避し、感染予防対策^{*7}を徹底します。
受診されるにあたり感染予防のご協力をお願いします。

【ご担当者様へ】

- 健(検)診日までに御社内部での感染者が確認された場合、当協会へ速やかにご連絡ください。
(従業員のご家族が発症した場合は連絡不要です。ただし、御社が閉鎖される場合はご連絡くださいますようお願いいたします。)
- 健(検)診会場内の人数を制限するため、受診者の入場制限にご協力をお願いします。
1時間あたり40名程度の受診を想定しております。
例) 受付開始時に30名程度受付し、その後は15分おきに5人ずつ受付します。
- 発熱、倦怠感などの症状は実施主体で事前の把握をお願いします。
発熱等の疑いがある場合には、当協会でも体調確認をさせていただく場合がございます。
- 健(検)診会場入り口への手指消毒液の設置をお願いします。
手指消毒液が設置できない場合は、受診前に石鹸による手洗いの徹底をお願いします。
- 健(検)診会場には、新型コロナウイルス感染予防に関するリーフレット(厚労省作成)を掲示するなど、感染予防の周知にご協力ください。

【受診者様へ】

- 時間割による受付時間を厳守してください。
- 健(検)診当日は、検温や体調確認のうえ健(検)診会場にお越しください。
発熱や強い倦怠感、息苦しさ等の症状、味覚や嗅覚の異常などがある場合は、受診をお控えください。
- 受診前に石鹸による手洗いやアルコールによる手指衛生にご協力をお願いします。
- 会場内では受診者の責任でのマスク着用にご協力をお願いします。
※当協会におきましてもマスクの入手が困難で、スタッフの分を準備するのにも苦勞しておりますことをご理解ください。

3. 健(検)診会場の感染予防対策

新型コロナウイルス感染症は接触感染と飛沫感染により発症することが報告されておりますことから、以下の対策を講じます。

○ 接触感染対策

健(検)診会場で使用する椅子や机、検査機材など多くの方が接触する部分は、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含有のペーパータオルで清拭消毒を定期的に行います。

また、医師、看護師、臨床検査技師、放射線技師など受診者に触れる健(検)診スタッフは受診者ごとに手指消毒を行います。

○ 飛沫感染対策

健(検)診スタッフはマスクの着用を徹底します。

受診者におかれましてもマスク着用のご協力をお願いします。

また、検査に支障がない範囲で、健(検)診スタッフと受診者が対面にならないよう配置の工夫を行います。

会話での飛沫感染を極力避けるため、事前の問診記入にご協力ください。

4. 本人確認のお願い

万が一、感染者が確認された場合には、保健所による濃厚接触者等の把握が必要となりますことから、本人確認の作業にご協力ください。

- 受診録忘れなど本人確認できない場合には、健(検)診ご担当者様にご本人に間違いがないかどうか確認をさせていただきます。

※健(検)診受付を済ませた後、健診をキャンセルした方がいた場合には、当日中に氏名を健(検)診ご担当者様にご報告します。

5. 受診可能な方

安心して健(検)診を受けられるよう、健(検)診会場への入場前に体調確認^{※7}をさせていただき、以下のすべてに該当する方のみ受診可能といたします。

- 風邪の症状や体調不良がない方
(強い倦怠感や息苦しさ等の症状、味覚や嗅覚の異常など)
- 体温が 37.4℃以下の方
(37.0℃以上の方は受付で再検温させていただきます。再度 37.0℃を超えていた場合は、医師の指示を仰いだ上で、受診の可否を判断させていただきます。)
- 14日以内に新型コロナウイルス感染者、またはその疑いのある者との接触がない方
- 海外からの帰国後 14日以上経過している方

※体調不良や感染症を疑う症状がある方は、体調が回復してからの受診となりますので、当協会の施設健(検)診をご案内させていただきます。

6. 3つの密^{※6}を回避するための取組

クラスター発生防止のため、健(検)診会場では「3つの密」を避ける工夫をします。

① 換気の悪い密閉空間

具体例) 医師診察・聴力検査

- 健(検)診・検査会場は、換気ができる場所をご準備くださいますようお願いいたします。
- 健(検)診中は窓を常時開放するか、30分に1回以上^{※8}換気を徹底します。
- 個室を使用する際は、プライバシーを保ったまま扉を開放し空気の流れを確保します。

② 大勢の人がいる密集場所

具体例) 待合室・メインの健診会場

- 健(検)診スタッフも含め、会場内の人数は最大50人^{※6}とします。
1時間あたり40名程度の受診を想定しております。(実施項目により人数を調整します。)
- 受診者だけでなく、健(検)診スタッフも最小人数で実施します。
- 時間割による受付時間を厳守してください。時間割より早く来た方には一度お戻りいただく場合がありますのでご了承ください。時間割の名簿確認は当協会受付で行います。

③ 間近で話す密接場面

具体例) 問診・血圧・採血・医師診察・視力検査

- 全ブースに順番待ちの椅子を1~2メートル^{※9}距離をおいて配置し、受診者同士の接近防止に努めます。
- 問診確認時の飛沫感染を極力避けるため、事前の問診記入にご協力ください。
- 検査に支障がない範囲で、健(検)診スタッフと受診者が対面にならないよう配置の工夫を行います。
- バス健(検)診についても「3つの密」に配慮します。

7. 受診者に感染者が発生した場合

過去 14 日間以内に実施した健(検)診受診者から感染者が出た場合には、濃厚接触者を速やかに把握するために、当協会へも速やかな報告をお願いします。

【当協会の連絡先】

公益財団法人 福島県保健衛生協会 業務課

受付時間 8:30~17:00 (土日祝を除く)

電話番号 024-546-0395

8. 健(検)診スタッフに感染者が発生した場合

安心して受診いただけるよう、健(検)診スタッフは万全な感染予防策を講じていますが、万が一スタッフから感染者が発生した場合は、直ちにご報告いたします。

なお、当該健(検)診に従事したスタッフ以外で当協会職員から感染者が発生した場合には、以下のように対応いたします。

○ 健(検)診に従事したスタッフから感染者が発生した時の対応

- ① 過去 14 日間以内に健(検)診を行った実施主体への情報発信を行います。
- ② 濃厚接触者の特定のため、受診者名簿等を提示します。

○ 当該健(検)診に従事したスタッフ以外で当協会職員に感染者が発生した時の対応

当協会は県内 5 か所に拠点を置いています。感染者が認められた職員が所属する拠点の全スタッフに健(検)診業務への従事を禁止し、別拠点からの応援により健(検)診が行える体制を整えます。

9. Q & A

Q1. 健(検)診スタッフの感染対策はどのように行うのか

A1. 健(検)診スタッフは出発前に体温測定を行い、発熱や体調不良がないことをリーダーに報告します。発熱や体調不良が認められた場合には出勤を停止し、別スタッフを招集します。

Q2. 健(検)診会場で「3つの密」を避けることができない場合はどのようにするのか

A2. 実施環境整備に向けて協議が整わない場合には、健(検)診日程を延期させていただくことがございます。

Q3. 廃棄物の扱いはどのように行うのか

A3. 使用済のマスクや消毒の際に利用した汚染物はビニール袋に入れて縛り、従来の廃棄物取扱いと同様に当協会へ持ち帰ります。

Q4. 新型コロナウイルスの検査は健(検)診で実施できるのか

A4. できません。気になる症状等がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問合せください。

10. 出典及び参照

- ※1：厚生労働省 国内の発生状況
- ※2：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- ※3：福島県 県内の最新感染動向
- ※4：厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について(改訂)」
厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導における対応について(改訂)」に関するQ&A(令和2年4月17日版)
厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について」
- ※5：厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」
厚生労働省 「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」
- ※6：厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(2020年4月1日)」
(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- ※7：厚生労働省 「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」
- ※8：厚生労働省 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
- ※9：厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症対策の見解(2020年3月9日)」